

博士学位論文

学位論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名 AYINUER TULAFU

学位の種類 博士（農学）

学位授与の条件 酪農学園大学学位規程第3条第3項に該当

学位論文の題目 集落営農型法人の経営展開に関する実証的研究
—財務分析を中心に—

審査委員

主査	教授	尾碕	亨（農業経営政策学）
副査	教授	發地	喜久治（食料経済学）
副査	教授	井上	誠司（農業経営政策学）
副査		市川	治（元酪農学園大学）

学位論文要旨

[目的]

今日、離農などにより農家戸数、担い手の減少が続いている。それにつれて農地などの地域資源も衰退・減少している。このようななかで、どのようにして日本農業・農地を維持し続けるかということが日本農業の大きな課題になっている。その歯止めをかける役割を果たす農業経営形態として、集落営農型法人（特定農業法人）に期待が寄せられ、増加してきている。これまでの増加要因としては、政策がそれを後押し、助成措置も用意され、全国各地で集落営農型法人の設置件数が増加してきた(図 1)。しかし、中には政策による助成措置が得られるから設立したという事例もあった。そのような例は、政策による後押しがなくなると解散、消滅した。だが、地域の担い手として明確に位置づけられた事例はそれに該当しない。即ち、経営状況も良好、継続性もあり、期待された地域資源の維持にも貢献するものもある。そのような事例の多くは、経営の財務管理をしっかりと行っていると考える。そこで、本研究では、法人経営の財務分析からその有効性を明らかにする。さらに、そのような経営の財務分析を行えば、単に助成措置を得るために誕生した例とは違って、地域の担い手として位置づけられ誕生した集落営農型法人が担い手や地域資源の維持に貢献していることが明らかとなる。このように、今日の日本と北海道農業の担い手として、集落営農型法人があるが、本研究では、集落営農型法人の増加要因を、経営財務分析、安全性分析を中心に明らかにすることを研究目的にしている。

[方法]

従来の研究では、集落営農の機能強化や、農地の自主的管理主体、最近では地域農業の変革主体・担い手として集落営農型法人の評価分析が盛んになってきている。しかし、いずれも、集落営農経営の展開として必要な経営・財務分析、特に、経営診断に重要な安全性分析には至っていない。そこで、本研究では、集落営農型法人の経営的評価を明確にするために、経営財務分析、特に安全性分析を中心に考察を行う。集落営農型法人の類型化には、その生産や流通の特徴から「作業協同」や「流通協同」などの類型化があるが、全国の事例は地域や集落での農地や農家の包含によって、差異があると考えられる。このような視角から、全国の事例を大きく3類型化し、経営財務分析・安全性分析を中心に検討する。具体的には、集落営農型法人の事例から、集落営農型法人（特定農業法人）の農地の包含状況を中心にして、第1類型は、集落の農地を半分以上もっている法人とする。そのモデルとして、西上経営組合と卯原内酪農生産組合を、また、第2類型としては、1集落から、加えてほかの集落の農地をも包含する法人とする。このモデルとしては、広島県の大朝町の集落営農型法人と宮崎県きらり農場高木を対象にする。さらに、第3類型としては、数集落連合で集落の農地を包含している法人とする。この数集落連合の集落営農型法人のモデルとして、静岡県大東農産を対象にする。この5事例から、地域農業・農地を維持する担い手としての集落営農型法人がどのように形成されて展開してきたのかを明確にすることから、集落営農型法人の経営展開の方向、今後の展開の可能性を解明する。

[結果]

第1類型の西上経営組合は、畑作・野菜経営で種芋生産を軸に、大規模な農地の有効利用生産

と、大根・そばの加工・観光的な取組み等で、構成員1人当りの収入を1千万以上にしており、三つの安全性基準も超える経営成果を上げてきた。また、卯原内酪農生産組合は、酪農・肉牛と畑作の組合せという有機的な連携による生産性の向上をはかり、後継者は外部から参入できる体制をとってきた。さらに、ほかの農家との連携による農産物や加工品の直売所の設置などで、構成員1人当りの収入を1.8千万円以上にしており、三つの安全性基準も超える経営成果を上げてきた。第1類型の2例は、北海道という地域性があり、集落機能が希薄といわれる大規模畑作、酪農地域であっても、農事組合法人が集落の農地を集積して、経営財務としても安全性基準維持していることが展開の要因とみることができる(図2、3)。

第2類型の広島県の例は、県・公社の支援により、集落ぐるみでなんとか農地・農業を保全するという集落営農型法人を形成している。しかし、経営的に売上げ・収益が少なく、存続が厳しい。ゆえに、これらの集落営農型法人と大規模農家が参加する連合型法人・大朝農産株式会社法人を形成し、純利益を100万円以上あげ、経営財務的な維持がはかられ、地域の広範囲の農地を保持し展開してきている。また、きらり農場高木は、大規模集積農地で、多品目の作物を作物ごとに団地化し、ブロックローテーション方式で、極めて高度な輪作体系を確立している。加工品の開発による6次産業化の取組み等で、オペレーターの1人当りの労働収入を100万円以上にしており、三つの安全性基準も超える経営成果を上げてきた。いずれも小面積で多数の農家が集まる集落で、いかに多くの面積を集積して、加工部門も加えて、展開するかで存続がはかられてきた(図4)。

第3類型の大東農産は、農協・行政の支援によって、7集落の農地を集積により農業の担い手には他産業に働くよりも高い所得・約1千万円の確保を可能にし、財務も良好な状態を維持している。これによって、小面積農家の土地・農業を保全し、15年以上も継続展開している(図5)。第3類型は、小面積集落が集まって大規模集落営農型法人を形成してきている。これによって、生産額・純利益を拡大し、経営財務としての3つの安全性基準を満たし、継続・存続できる条件を確保している。

以上、第1類型から第3類型まで、北海道と都府県と地域性はあるが、いずれも地域集落の農地を確保し、経営規模としても適切な規模になっている(広島の集落営農法人も20haから100ha以上に、ほかは150ha、370ha、表1)。また、財務としては、1類型の西上や卯原内、2類型のきらり農場高木、3類型の大東農産、(大朝農産)のように、売上や資本・純利益が着実に維持・確保され(1億円以上から3億円程度、純利益は100万円~200万円以上)、労働の担い手の所得(1人当たり1千万円前後)が補償されている。さらに、経営診断評価としての安全性分析では、自己資本比率50%、流動比率150%、固定比率100%以上がほぼ安定的・継続的に維持されている。4つの事例はこれらが成立しているゆえに、経営展開していると考える。特に、大東の15年間、西上の30年間、さらに第2類型のきらり農場高木の10年間、この安全性基準をクリアーしている。これらの点、広島県旧大朝町の集落営農型法人は売上げが1,500万円程度で純利益が確保できないという厳しい条件下にあったが、2007年からこの集落営農型法人などと、大規模農家からなる株式会社法人を形成し新展開を遂げ、資本である「純利益」も確保してきている。これまでみたような諸条件が満たされるならば、地域資源である農地・農業の担い手としての集落営農型法人の展開は可能であると考えられる。特に、売上げだけでなく、経営評価で重要な安全性分析での3つの安全性基準のクリアーが必要である。このような財務分析が可能な経営こそが、存続・増加の要因と考える。さ

らに、今後は、行政や農協が農地や農業の担い手として集落営農型法人をさらに明確に位置づけていくなれば、集落営農型法人の展開の可能性がさらに高まると考える。即ち、現在、このような財務経営分析、特に安全性分析での3つの基準を満たすことが可能なような集落営農型法人の形成が進んでいるゆえに、増加傾向にあると考えられる。

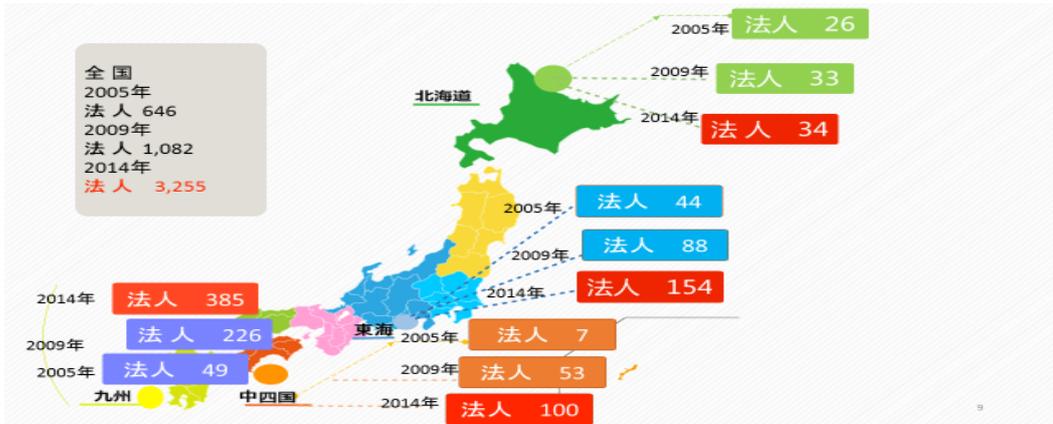


図1 集落営農型法人の増加展開(全国) 注) 下記の事例を類型化し、財務分析から展開要因の明確化が本研究の目的と方法

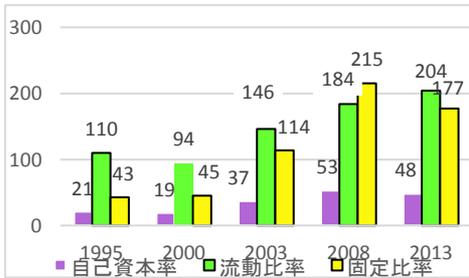


図2 第1類型の西上組合の財務・安全性分析

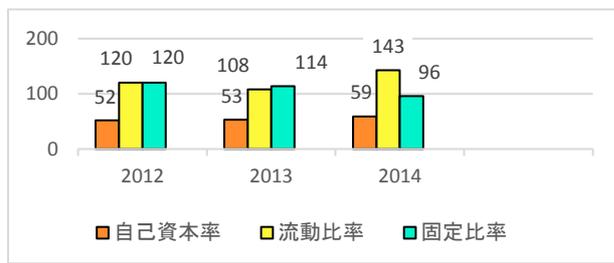


図3 第1類型の卯原内酪農生産組合の財務・安全性分析

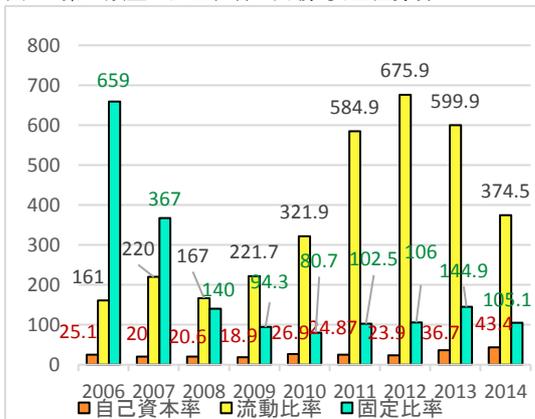


図4 第2類型のさくら農場高木の財務・安全性分析

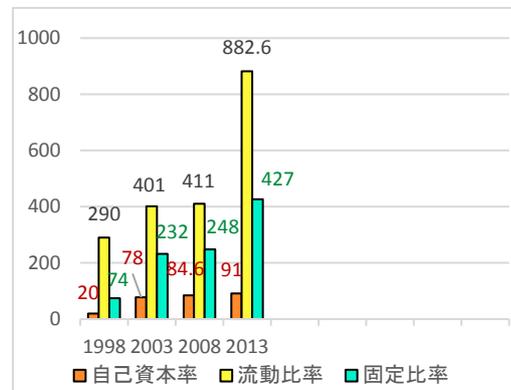


図5 第3類型の大東農産の財務・安全性分析

表 1 集落営農型法人の検討事例の総括表

道県名	北海道	北海道	宮崎県	静岡県大東町
法人名	西上経営	卯原内	さくら農場	大東農産(株)
構成員	7名	8名	343名	7名(167名)
経営耕地面積	370.3ha	160ha	193ha	143.5ha
自己資本	2.4億円	2.8億円		1.3億円
1人当り収入	850万円以上	1千万円以上	100万円以上	900万円以上
特徴	加工部門導入	混同・複合経営	6次産業化	合理化と菜の花栽培
自己資本率	50%近い	50%以上	50%近い	50%以上
流動比率	150%以上	150%近い	150%近い	200%以上
固定比率	100%以上	100%近い	300%以上	400%以上

資料：法人の決算書及び聞き取り調査により作成

論文審査の要旨および結果

論文審査の要旨および結果

【本論文の目的】

今日、離農などにより農家戸数、担い手の減少が続いている。それにつれて農地などの地域資源も衰退・減少している。このようななかで、どのようにして日本農業・農地を維持し続けるかということが日本農業の大きな課題になっている。その歯止めをかける役割を果たす農業経営形態として、集落営農型法人（特定農業法人）に期待が寄せられ、増加してきている。これまでの増加要因としては、政策がそれを後押し、助成措置も用意され、全国各地で集落営農型法人の設置件数が増加してきた。しかし、中には政策による助成措置が得られるから設立したという事例もあった。そのような例は、政策による後押しがなくなると解散、消滅した。だが、地域の担い手として明確に位置づけられた事例はそれに該当しない。即ち、経営状況も良好、継続性もあり、期待された地域資源の維持にも貢献するものもある。そのような事例の多くは、経営の財務管理をしっかりと行っていると考えられる。そこで、本研究では、法人経営の財務分析からその有効性を明らかにする。さらに、そのような経営の財務分析を行えば、単に助成措置を得るために誕生した例とは違って、地域の担い手として位置づけられ誕生した集落営農型法人が担い手や地域資源の維持に貢献していることが明らかとなる。このように、今日の日本と北海道農業の担い手として、集落営農型法人があるが、本研究では、集落営農型法人の増加要因を、経営財務分析、安全性分析を中心に明らかにすることを研究目的にしている。

【本論文の方法】

従来の研究では、集落営農の機能強化や、農地の自主的管理主体、最近では地域農業の変革主体・担い手として集落営農型法人の評価分析が盛んである。しかし、いずれも、集落営農経営の展開として必要な経営・財務分析、特に、経営診断に重要な安全性分析には至っていない。そこで、本研究では、集落営農型法人を3類型化し、経営財務分析、特に安全性分析を中心に考察を行う。この類型化には、その生産や流通の特徴から「作業協同」や「流通協同」などがあるが、全国の事例は地域や集落での農地や農家の包含によって、差異があると考えられる。このような視角から、全国の事例を大きく3類型化し検討する。具体的には、集落営農型法人の農地の包含状況を中心にして、第1類型は、1集落の農地を半分以上を包含する法人とし、そのモデルとして、西上経営組合と卯原内酪農生産組合を、また、第2類型としては、1集落とほかの集落の農地をも包含する法人とし、広島県大朝町集落営農型法人

と宮崎県きらり農場高木を、さらに、第3類型としては、数集落連合で集落の農地を包含している法人とし、静岡県大東農産を対象にした。この5事例から、地域農業・農地を維持する担い手としての集落営農型法人の形成・展開を明確にすることから、集落営農型法人の経営展開の方向、今後の展開の可能性を解明する。

【本論文の結果】

第1類型の西上経営組合は、畑作・野菜経営で種芋生産を軸に、大規模な農地の有効利用生産と、大根・そばの加工・観光的な取組み等で、構成員1人当りの収入を1千万以上にしており、三つの安全性基準も超える経営成果を上げてきた。また、卯原内酪農生産組合は、酪農・肉牛と畑作の有機的な連携や周辺農家との連携による農産物や加工品の直売所の設置などで、構成員1人当りの収入を1.8千万円以上にしており、三つの安全性基準も超える経営成果を上げてきた。第1類型の2例は、北海道という地域性があり、集落機能が希薄といわれる大規模畑作、酪農地域であっても、農事組合法人が集落の農地を集積して、経営財務としても安全性基準維持していることが展開の要因とみられる。第2類型の広島県の例は、県・公社の支援により、集落ぐるみで農地・農業を保全する集落営農型法人を形成している。しかし、経営的に収益が少なく、存続が厳しい。ゆえに、これらの集落営農型法人と大規模農家が参加する連合型法人・大朝農産株式会社法人を形成し、純利益を100万円以上あげ、経営財務的な維持がはかられ、地域の広範囲の農地を保持し展開してきている。また、きらり農場高木は、大規模集積農地で、多品目の作物を作物ごとに団地化し、ブロックローテーション方式で輪作体系を確立している。加工品等も導入し、オペレーターの1人当りの労働収入を100万円以上にしており、三つの安全性基準も超える経営成果を上げてきた。

第3類型の大東農産は、農協・行政の支援によって、7集落の農地を集積により農業の担い手には他産業に働くよりも高い所得・約1千万円の確保を可能にし、財務も良好な状態を維持している。これによって、小面積農家の土地・農業を保全し、15年以上も継続展開している。第3類型は、小面積集落が集まって大規模集落営農型法人を形成してきている。これによって、生産額・純利益を拡大し、経営財務としての3つの安全性基準を満たし、継続・存続できる条件を確保している。

以上、第1類型から第3類型まで、北海道と都府県と地域性はあるが、いずれも地域集落の農地を確保し、経営規模としても適切な規模になっている（広島集落営農法人20haから100ha以上に、ほかには150ha、370ha）。また、財務としては、1類型の西上や卯原内、2類型のきらり農場高木、3類型の大東農産、（大朝農産）のように、売上や資本・純利益が着実に維持・確保され（1億円以上、純利益は200万円以上）、労働の担い手の所得（1人当たり1千万円前後）が補償されている。さらに、経営診断評価としての安全性分析では、自己資本

比率 50%、流動比率 150%、固定比率 100%以上がほぼ安定的・継続的に維持されている。4 つの事例はこれらが成立しているゆえに、経営展開していると考え。大東の 15 年間、西上の 30 年間、さらに第 2 類型のきらり農場高木の 10 年間、この安全性基準をクリアしている。これらの点、広島県旧大朝町の集落営農型法人は売り上げが 1,500 万円程度で純利益が確保できないという厳しい条件下にあったが、2007 年大規模農家からなる株式会社法人を形成し新展開を遂げ、資本である「純利益」も確保してきている。これまでみたような諸条件が満たされるならば、地域資源である農地・農業の担い手としての集落営農型法人の展開は可能であると考え。特に、売上げだけでなく、経営評価で重要な安全性分析での 3 つの安全性基準のクリアが必要である。このような財務分析が可能な経営こそが、存続・増加の要因と考える。現在、このような財務経営分析、特に安全性分析での 3 つの基準を満たすことが可能なような集落営農型法人の形成が進んでいるゆえに、増加傾向にあると考えられる。

【論文の評価と結果】

本論文は、日本農業を担う経営形態として、注目される集落営農型法人を全国的な事例より大きく 3 類型化し、5 事例を中心に、従来分析が不十分であった、経営財務分析、特に 3 つの安全性分析により、その増加要因を実証的に解明したものである。このような実証研究は、日本農業の担い手経営の在り方や経営展開の研究に大きく寄与するものであり、よって、申請者は、博士(農学)の学位が授与されるに十分な資格を有すると審査員一同は認めた。

2016年9月12日

審査員

主査	教授	尾碕	亨
副査	教授	發地	喜久治
副査	教授	井上	誠司
副査		市川	治